

第21回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成31年4月24日

午前10時00分～午前11時13分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第79号 農用地等の利用調整申出について

議案第80号 現況証明願いについて

議 長 只今より第 21 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、6 番阪口委員さん、7 番望月委員さん、よろしくお願いいたします。次日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りいたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、第 20 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず整理番号 1 番、3 月 27 日、第 20 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 11 名と事務局が出席しております。同じく整理番号 2 番、4 月 4 日、摩周湖農業協同組合第 18 回通常総会が、JA 摩周湖で開催されております。塩沢会長が出席されております。続きまして整理番号 3 番、4 月 8 日、利用調整会議が仁多交流センターと仁多寿の家で開催されております。第 1 ブロックの委員さん、上西代理と事務局が対応しております。この案件に関しましては後程報告第 51 号第 52 号で報告があります。同じく整理番号 4 番、4 月 10 日、利用調整会議が美留和会館で開催されております。第 3 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。この案件に関しましては後程報告第 54 号で報告があります。続きまして整理番号 5 番、4 月 11 日から 12 日まで、平成 31 年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長、事務局長会議が摩周観光文化センターと川湯で開催されております。塩沢会長と事務局長、事務局が出席しております。この案件に関しましては後程報告第 50 号で報告があります。続きまして整理番号 6 番 7 番、4 月 17 日、現地調査が、農業会議室と南弟子屈で開催されております。6 番の現地調査は第 1 ブロックの委員さんと事務局が、7 番の現地調査は第 2 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。以上簡単でございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 50 号「平成 31 年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長、事務局長会議出席報告について」ですが総会について私の方から報告します。地区別農業委員会会長、事務局長会議については、局長より報告いたします。

4 月 11 日、摩周観光文化センターにおいて、釧路地方農業委員会連合会通常総会が開催されました。まず議事といたしましては、第 1 号議案として「平成 30 年度事業報告並びに収支決算の承認について」議案第 2 号「平成 31 年度事業計画並びに収支の決定について」議案第 3 号「平成 31 年度市町村負担金の賦課徴収について」ということで、それぞれの議案が協議され決定されました。協議事項といたしまして、協議案第 1 号といたしましては「平成 31 年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会への参加対応について」また協議案第 2 号「地元選出国會議員に対する要望事項について」協議案第 3 号「全国農業委員会会長大会、北海道選出国會議員要請集会への派遣要請について」ということで、それぞれ協議がなされました。北海道選出国會議員要請集会ということで、5 月 27 日から 28 日ということで、私と元山委員さんが出席の予定ということで、また随行が今回弟子屈と標茶ということで、吉田係長と標茶の係長ということで準備されております。次その他ということで、報告事項ということで、道東北 5 地方農業委員会連合会ということで、今まで釧路、根室、網走、紋別、北見農業地帯ということで、皆でまとめて要請集会に国會議員の要請集会に持っていこうということで、5 支庁でやっていたんですけれども、今までやったなかで大体各市町村の要請事項と同じで、5 支庁でやることもないだろう。ということで、また何かあったらまた復活して道東北ということで、また新しいものができたら、また要請をしたり、またそうゆう時がきたら復活しようということで、取りあえず今は道東北 5 連ということは、今回でおしまい。ということにしております。次

にその他ということで、追加議案といたしまして、一般社団法人北海道農業会議の常設審議委員ということで、今釧路町の工藤会長にやってもらっているんですけども、ちょっと都合がありまして、今回辞任して新しく選んでということで、5月の理事会で一応決めて、6月からの常設審議委員ということで、一応私が出るということになりました。まあ色々皆様にはご迷惑をかけるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上簡単でございますが連合会の報告とさせていただきます。

事務局 長 続きまして、「平成31年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について」の報告をいたします。地方連の総会が終了後引き続き開催となりました。当日は農業会議の中谷代表理事副会長と佐藤担当部長からご挨拶をいただきました。内容につきましては、「2020年度農業、農業委員会関係予算並びに政策要請について」ということで、平成31年度の農業政策と予算に関する要請内容の整備、予算案へ反映されていない要請を中心に、農業会議でまとめた事案について、検討、協議、意見をまとめておりました。続きまして、農業者年金の加入促進と北海道農業者年金協議会への参画、また農業委員会組織の情報提供活動の取り組みと、全国農業新聞普及推進について、また平成31年度北海道農業会議事業のスケジュールについて、そして農地中間管理事業法の改正法案の概要について、それぞれ説明を受けたところでございます。その中で主なものといたしまして、担い手への農地集積支援対策等の推進ということで、担い手が安心して土地改良事業をはじめとする農地に対する投資を継続的に実行していく条件を整備することが必要である。所有権に基づく営農体系の構築が不可欠であり、優良農地の確保を実施するための政策として、所有者の取得を支援する構築が必要である。これらを促進するため、例といたしまして、国による職権登記の実現性を含め、相続未登記農地の所有権移転登記を促進する方策を検討し、具体策を提示する旨の説明がありました。二つ目としまして、今般の税制改正によりまして、農地利用規定の特定に係る事項が定められた規定に基づく、農用地利用改善事業の実施区域内農用地が、農地中間管理機構に買い取られた場合、譲渡所得税二千万円の特別控除が適用となる。とされておりますが、現在のところ詳細が不明ということでありまして、秋以降に担当者研修会が開催される予定となっております。三つ目といたしまして、電源の確保について。ということですが、胆振東部地震による全道的なブラックアウトは大きな災害をもたらしたということもありまして、本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図るなどの説明を受けました。以上の項目について、説明協議がなされ、閉会となりました。以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

議長 はい、有難うございました。それでは報告第50号を報告済みとさせていただきます。次日程6から8、報告第51号報告第52号報告第53号の「農用地等の利用調整結果について」、一括で5番元山委員さんお願ひいたします。

元山委員 5番元山です。報告の前に、報告第53号の調整委員につきまして、塩沢委員が、所用のため欠席となることから、先決で調整委員を上西委員にお願ひしたことをご報告いたします。では、報告第51号から53号につきまして、私の方から一括して報告いたします。報告第51号につきましては、4月8日午前10時から 仁多交流センターを会場に利用調整会議を、調整委員に鈴木委員、江上委員、私と事務局が出席し開催いたしました。出席者は、現在まで使用しておりました〇〇〇〇さん1名の出席でありました。事務局の説明のあと、〇〇〇〇さんからは、〇〇〇〇さんの希望額を、端数切捨て、〇〇〇〇円で決定いたしました。〇〇〇〇さんから、農用地保有合理化事業買入一般の事業を使用したい旨の申出がありましたので、今後、北海道農業公社と協議する予定としておりますので申し添えます。つづきまして、報告第52号につきましては、4月8日、午前11時から同じく仁多交流センターを会場に利用調整会議を、調整委員に鈴木委員、上西代理、私と事務局が出席し開催しました。出席者は、現在まで使用しておりました〇〇〇〇さん1名の出席でありました。事務局の説明のあと、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんの希望額の、端数切捨て〇〇〇〇円で決定

いたしました。

つづきまして、報告第 53 号につきましては、4 月 8 日 午後 12 時から 仁多寿の家を会場に利用調整会議を、調整委員に 鈴木委員、上西委員、私と事務局が出席し開催しました。

出席者は、現在まで使用しておりました、〇〇〇〇さん 1 名の出席でありました。事務局の説明のあと、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんの希望額の、端数切捨て〇〇〇〇円で決定いたしました。報告第 52,53 号につきましては、今後、利用集積計画にて所有権移転の申請を予定しておりますので、よろしくお願いします。以上簡単ではございますが、3 件の利用調整会議の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。元山委員さんから報告がありましたが、報告第 51 号 52 号 53 号について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで報告済みとさせていただきます。次日程 9、報告第 54 号「農用地等の利用調整結果について」、1 番吉田委員さんよろしく願いいたします。

吉 田 委 員 1 番吉田です。農用地等の利用調整結果について報告いたします。
報告第 54 号につきましては、4 月 10 日午前 10 時から 美留和会館を会場に利用調整会議を、調整委員に上西委員、齋木委員、私と事務局にて開催しました。出席者は、〇〇〇〇さん 1 名の出席でありました。事務局の説明のあと、〇〇〇〇さんからは、原野部分が多いことなどを踏まえ、畑部分を 10 アール当たり〇〇〇〇円での希望提示があり、〇〇〇〇円の希望であったため、翌日、申出者の〇〇〇〇さんに結果を伝え了解を得たところです。なお、今後利用集積計画にて所有権移転の申請を予定しておりますので、よろしくお願いします。以上簡単ではございますが、利用調整委員会の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。只今報告第 54 号がございましたが、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 よろしいでしょうか。それでは報告第 54 号を報告済みとさせていただきます。次日程 10、報告第 55 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 総会資料 7 ページをお開き願いたいと思います。報告第 55 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。平成 31 年 4 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今月合意解約について 5 件ございます。1 番から説明させていただきます。
まず番号 1 番。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 31 年 3 月 31 日。契約期間については平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までとなっております。この合意解約につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって借受人であります〇〇〇〇、倒産したことに伴います合意解約となっております。

つづきまして整理番号2番です。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成31年3月29日。契約期間については平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

次に番号3番でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成31年4月8日。契約期間については平成29年5月26日から平成34年5月25日までとなっております。

番号4でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇、1筆でございます。公簿地目は雑種地、現況地目は畑。面積は〇〇〇〇㎡。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成31年4月8日。契約期間については平成28年6月20日から平成33年6月19日までとなっております。

番号5。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては、番号4番と同じく〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は平成31年4月8日。契約期間については二段書きとなっておりますが、上段につきましては、平成28年7月28日から平成32年7月31日まで。下段の〇〇〇〇につきましては、平成29年5月26日から平成34年5月25日までの契約となっております。

以上5件です。解約された農地につきましては、今後の状況ですけれども整理番号1番2番につきましては、5月以降に提案させていただく予定でございます。番号3番4番につきましては、この後議案第78号の利用集積計画で提案する予定です。5番につきましても、同じく利用集積、議案第79号の利用調整申出により提案させていただくという状況でございます。

以上、報告55号の説明とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局から報告がございました。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

議 長 それでは、報告第55号を報告済みとさせていただきます。次日程11、議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明お願いいたします。

事 務 局 それでは総会資料の9ページになります。お開き願います。議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。平成31年4月24日提出。弟子屈町農業委員会会長。

3条申請1件でございます。権利につきましては賃貸借となっております。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇外22筆の計23筆となっております。公簿地目は畑、牧場、原野、現況地目につきましては全て畑となっております。面積につきましては合計で、〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由につきましては、借受人の希望により貸し付ける。経営拡大のため、経営地を借り受ける。としてございます。貸付人の申請事由につきましては、貸付人所有の農業施設の有効的活用をしていただくということが条件でした。ということなので説明をさせていただきます。あとその他の書類につきましては、賃貸借による契約となっております、金額は〇〇〇〇円。10アール当たり単価に

しますと〇〇〇〇円。図面につきましては 10 ページ 11 ページをご参照ください。また、最終ページに 3 条の調査書を付けてございます。調書の結果許可相当と判断してございますのでご参照願えればと思います。以上、簡単ではございますが議案第 77 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。それでは事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。8 番新木委員さんよろしくお願いいたします。

新 木 委 員 8 番新木です。現地調査は 4 月 17 日に、望月委員、阪口委員、小林委員、私と事務局で農業会議室において航空写真で確認し実施しました。この申請は〇〇〇〇氏の所有農地を〇〇〇〇が借り受けるものであります。〇〇〇〇さんは、経営規模縮小をしている状況であり、所有農地の借り受け者については、牛舎等を活用してもらえる農家であること施設の規模から事業実施のためには、この申請面積は必要と考えられること、などこの条件に合致したため相対での契約となっております。農地状況については〇〇さんが管理しており、また平坦で集団化されており、問題ないと判断しました。また、近隣の営農者にたいして、今回の賃貸に関しては 3 条での申請であることの説明と承諾も取っておりますことから、問題はないと判断しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思いますが、〇番〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 それでは再開いたします。議案第 77 号について何かご意見ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 77 号を決定させていただきます。〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。次日程 12、議案第 78 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは 12 ページをお開きください。議案第 78 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 4 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今月総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が 16 件でございます。整理番号 1 番から 6 番及び 10 番につきましては継続の申請でございます。7 番から 9 番

11 番から 16 番につきましては新規の申請でございます。

整理番号 1 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 2 筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は原野及び畑、現況地目は全て畑。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 24 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 2 年間となっております。図面につきましては 16 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 2 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 30 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 4 年 11 ヶ月間となっております。図面につきましては 17 ページをご覧ください。

整理番号 3 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目ともに畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 5 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 4 年 11 ヶ月間となっております。図面につきましては 18 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 4 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他 1 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目ともに畑。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏外。借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 30 日から平成 34 年 1 月 29 日までの約 2 年 9 ヶ月間となっております。図面につきましては 19 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 5 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 13 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目ともに畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 30 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。図面につきましては 20 ページ 21 ページをご覧ください。

整理番号 6 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 3 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目ともに畑、牧場。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 28 日から平成 41 年 3 月 31 日の約 10 年間となっております。図面につきましては、22 ページをご覧ください。

整理番号 7 番から 9 番につきましては、新規の申請でございます。

整理番号 7 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 24 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。図面につきましては 23 ページをご覧ください。

整理番号 8 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。公簿現況地目ともに畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 24 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。

整理番号 9 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。公簿地目は雑種地、現況地目は畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 24 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。整理番号 8 番から 9 番の図面につきましては 24 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 10 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 4 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、平成 31 年 4 月 30 日から平成 36 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。図面につきましては 25 ページ及び 26 ページをご覧ください。

整理番号 11 番から 16 番につきましては、保有合理化事業買入協議において 2 月開催第 19

以上、簡単ではありますが議案第 78 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。それでは整理番号 10 番については継続ですので省略いたします。整理番号 11 番 12 番 13 番 14 番 15 番 16 番につきましても以前行っておりますので、こ

れについても省略いたします。それではここで質疑を受けたいと思います。整理番号〇番につきまして、〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号〇番について何かご意見ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号〇番を決定とさせていただきます。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩します。

(休憩)

議 長 再開いたします。それでは整理番号 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番 12 番 13 番 14 番 15 番 16 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 78 号を決定とさせていただきます。次日程 13、議案第 79 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 32 ページをお開きください。議案第 78 号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成 31 年 4 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

整理番号 1 番につきましては報告第 55 号番号 5 にて合意による解約がありました土地でございます。

字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地でございます。申出の種類は譲渡でございます。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡。公簿地目現況地目とも畑。申出人につきましては、ご本人の〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望になります。図面につきましては 34 ページをご覧ください。調整候補者名につきましては〇〇〇〇地区一円及び申出地利用者としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、公益財団法人北海道農業公社、11 個人及び 1 法人を調整候補者といたしました。

以上、ご協議の上ご決定たまわりますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。3 番鈴木委員さんよろしくお願いいたします。

鈴木委員　　3番 鈴木です。現地調査を4月17日に塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で開催いたしました。当該地は、報告第55号5番にて、合意による解約があった土地であります。現在まで、〇〇〇〇さんが使用し管理しておりましたので特に問題ないと判断いたしました。利用調整候補者につきましては、〇〇〇〇地区一円及び申出地利用者としていたしまして、11個人1法人といたしました。以上簡単ではございますが現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議長　　有難うございました。それではここで調整候補者指名ということで、〇〇〇〇地区一円及び申出地利用者ということで、11個人1法人ということでよろしいでしょうか。はい、阪口委員さん。

阪口委員　　阪口です。これ過去のあっせんでは〇〇〇〇ではなくて〇〇〇〇で今までは出てたんですが。

議長　　休憩いたします。

(休憩)

議長　　再開いたします。調整候補者名について事務局説明をお願いします。

事務局　　調整候補者名につきましては〇〇〇〇地区一円及び申出地利用者としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、公益財団法人北海道農業公社、10個人及び2法人を調整候補者といたしました。

議長　　有難うございました。それではここで調整候補者指名ということで、〇〇〇〇地区一円及び申出地利用者ということで、10個人2法人ということでよろしいでしょうか。

各委員　　異議なし。

議長　　はい、それでは決定といたします。調整委員名の指名については、局長よりお願いいたします。

局長　　それでは調整委員の任命につきましては、整理番号1番について、第1ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。塩沢委員、元山委員、江上委員よりお願いいたします。

議長　　只今局長より指名がございました、よろしいでしょうか。

各委員　　異議なし。

議 長 それでは、調整委員についてはよろしく願いいたします。議案第 79 号を決定させていただきます。次日程 14、議案第 80 号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは総会資料 35 ページをお開き願いたいと思います。議案第 80 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。平成 31 年 4 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号 1 番の説明をいたします。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆でございます。公簿地目は畑。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。判定地目につきましては、農地採草放牧地以外。利用状況につきましては未利用地となっております。所有者願出人ともに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。地目変更のための今回の願出となっております。図面につきましては 36 ページを参照願いたいと思います。以上簡単ではございますが、議案第 80 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。5 番元山委員さんお願いいたします。

元 山 委 員 5 番元山です。申請番号 1 番の現地調査は 4 月 17 日に塩沢会長、江上委員、鈴木委員、私と事務局で実施いたしました。申請地付近は釧路川付近の堤防の下の水はけが非常に悪い湿地帯の野地であります。申請地においても同様の状況であることを現地にて確認し、この申出については、問題ないと判断いたしました。以上、現地調査の報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので質疑を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで、議案第 80 号を決定させていただきます。本日、日程 1 から日程 14、までそれぞれ決定いたしました。これにて第 21 回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 13 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 阪口 正明

議事録署名委員 望月 信雄